

09年度事業計画に見る 産廃協会の取り組み

県は産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の生活環境の保全を図る目的とした新たな条例を制定、今年4月1日から施行した。また、国では、97年に行われた廃棄物処理法の改正をはじめ、引き続き行われた累次の法改正の付則に基づき、同法の見直しに向けた検討がなされている。

協会としては、このような状況、また

20周年へ向け目標を進化

(社)三重県産業廃棄物協会

新規会員を11年度450社へ

公益法人の認定基準強化による社団法人の公益性事業の拡大に対応するため、06年度に掲げた「次期20周年への目標の50%」をさらに進化させていく。具体的な内容は次の通り。

県等行政機関と連携した産廃処理施策の推進▽県民から信頼される優良事業者の育成▽電子マネーフエストの導入啓発▽災害廃棄物処理対策体制の充実▽財政基盤の充実。

目標の設定については、▽新規会員の勧誘▽11年度に会員450社となるよう、毎年度20社確保する▽優良事業者の育成▽11年度に会員の10%程度確保できよう▽毎年度2%程度上積みする▽電子マネーフエストの普及促進▽08年度に会員の30%、22年度には50%の環境省の目標に可能な限り近づける▽排出事業者の理事への登用等執行機関の充実▽①11年度までに全体の3分の1程度に排出事業者を理事に登用する②賛助会員、青年部会の委員への登用による委員会の活性化を図る――となっている。